記載例

工事費積算参考資料

本資料は、入札参加者の適切な見積に資するため、発注者が用いた積算資料を参考として掲示するものであり、契約書第1条の設計図書ではありません。
従いまして、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件及び地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法及び安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について、設計図書に特別な定めがある場合を除き受注者の責任において定めるものとします。
なお、本資料の有効期限は、この工事の入札日までとします。

工 事 番 号	
工 事 名	○○○○○○○○○○○工事(建築工事)

(諸経費情報)

積 算 基 準	公共建築工事共通費積算基準(○○年○○月○○日　国営積第○○号)
主 た る 工 事	改修建築工事
共通仮設費率算定工期(T)	○　か月
前払金支出割合	35%を超える場合
契約保証補正	金銭的保証

令和２年7月１日以降に公告及び指名通知を行う建築工事及び建築工事に付随する設備工事（電気設備工事、機械設備工事）について、工事費積算参考資料に上記２項目（赤枠部分）を追加します。

(共通仮設費積上分)

共通仮設費の内、率計上以外の積上げ、合計○○○○円を計上しています

(処分費の取り扱い)

処分費として直接工事費に○○○○円を計上しています。

処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費及び現場管理費を算定しない。

(スクラップ評価額の取り扱い)

スクラップ評価額　(○○○○円／式)
直接工事費では、鋼材スクラップを控除していません。
間接工事費(共通仮設費・現場管理費・一般管理費等)については、鋼材スクラップを控除していない直接工事費をもとに算出しています。
鋼材スクラップ控除は、スクラップ評価額として工事原価算定後に、一般管理費等と合わせて合算し、工事価格を算出しています

※1　スクラップ評価額とは、鋼材の処分費用です。
※2　工事価格は1,000円単位としており、端数処理前の工事価格から1,000円未満の金額を除いた額としています。また、工事価格の1,000円未満の調整は一般管理費等で行っています。